

令和7年9月定例教育委員会会議録

1 日 時

令和7年9月25日（木）午後2時00分から午後3時05分まで

2 場 所

唐津市役所 大手口別館6階 会議室

3 出席者

(1) 教育長

栗原宣康

(2) 教育委員

宮崎美和、篠原智文、佐伯玄一郎

(3) 事務局

教育部長 中山誠、教育副部長兼教育総務課長 牟田茂典、教育施設課長 森徳雄、学校教育課長 松竹寿郎、学校支援課係長 水落貴幸、学校給食課長 伊藤重継、生涯学習文化財課係長 山崎由美、近代図書館長 岡田和幸、教育総務課係長 山崎恵子、教育総務課主査 宮口由佳

4 議 題

(1) 報告事項

① 教育長報告

② 各課報告事項

- ・9月市議会定例会の報告について
- ・共催及び後援について
- ・教育委員会行事予定

【定例会】

午後２時００分 開会を告げる。

栗原教育長は、本日の会議録署名委員として篠原委員を指名した。

栗原教育長は、前回の定例会の会議録について会議に諮り、委員会はこれを承認した。

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議事に入ります。

本日は、議案、協議事項とにもごさいませんので、報告事項から参ります。

まずは教育長報告です。別紙Ａ４を御覧ください。

９月５日の日に令和８年度の佐賀県公立学校教員採用選考二次試験の結果が公表されました。小学校の採用が１４８名、中学校が８６名、養護教諭９名、栄養教諭がゼロ名でした。括弧内が前年度の採用数ですが、小学校は２０名ぐらい少なくなったという結果が出ています。

秋の採用募集ですけれども、これは小学校２５名、そして、中学校がさらに国語、理科、英語、美術、技術で２０名の募集があっています。１１月１５日、１６日が採用選考試験の予定です。

昨年度は、唐津市へ新規採用教員として来ていただいた人数は、この括弧の数ですので、小学校でいえば１６９名の採用者のうち唐津市への採用は２７名、中学校は１７名、養護教諭２名というのが昨年の数でした。

２つ目は、秋の小学校運動会、中学校体育大会の予定日です。

九月初旬に中学校の体育大会がございましたけれども、その後は予定が入っておりませんで、今度の１０月５日から小学校が再びスタートします。１１月１日まで予定があります。ほぼ全ての学校で午前中から昼までの日程で予定されております。

以上です。

次に、各課の報告事項です。

９月市議会定例会の報告について、事務局お願いします。

○教育部長（中山 誠君）

報告いたします。資料の冊子、報告事項①をお願いいたします。

今回の9月定例会では、議案質疑が5名の議員から6項目について御質疑いただいております。一般質問につきましては、8名の議員から8項目について御質問いただいております。

それでは、資料1ページをお願いいたします。

議案質疑のお一人目、大河内正弘議員です。今回、補正予算で計上しております新市誕生20周年記念「からつやきの軌跡展」の開催費についての御質疑でした。

1番目に、事業内容についてということで、事業内容の概略についてお答えしております。こちらのほうは、3月に第1弾、翌年、やきもん祭りに合わせて第2弾ということで、年度をまたいで開催いたします。

第1弾については所蔵品展ということで、北波多を中心とした市内の唐津焼の窯跡の発掘調査で出土した資料や、本市に寄贈された唐津焼など、本市の所蔵資料メインで唐津焼の歴史をたどる展示を行います。

第2弾につきましては、来年4月から5月にかけて、唐津焼の始まりから発展、江戸時代中期から後期にかけて唐津藩で制作された献上唐津や昭和初期の古唐津復興までの唐津焼の歴史の流れを紹介する展示を行いますと答弁いたしております。

2番目です。支出の内容ということで、「からつやきの軌跡展」開催費といたしましては、2か年ということで408万6,000円を予定しておりまして、内訳については、令和7年度分として185万8,000円、こちらは第1弾、第2弾で使用するパネルやポスターの製作費、あるいはポスターの郵送費等でございます。

次に、令和8年度分として展示資料の運搬費、受付業務の人件費、看板設置費等々で222万8,000円、令和7年度分については予算計上で、令和8年度分については債務負担行為の設定をお願いしていますと答弁しております。

3番目です。次回開催の予定についてということで、唐津焼展については、教育委員会ではこれまでも平成22年から年1回ほどのペースで開催しております。今回は新市誕生20周年を記念して、唐津焼の歴史というものに焦点を当て、より多くの唐津焼を3か月にわたり展示します。

今後についても、唐津焼の発掘調査等を行っておりますので、展示を行いながら、そういった文化というものを分かりやすく紹介することで、唐津が誇る唐津焼の歴史や文化への理解を深めることにつなげていきたいという形で答弁しております。

次のページをお願いいたします。

大河内議員の２項目目です。こちらは同じく新市誕生２０周年記念で行います、ふるさと自慢学校給食費についての御質疑でございました。

１番目に事業の概要、目的であったり、献立であったり、１人当たりの単価、対象となる人数について御質疑いただいております。

特別給食については、主に佐賀牛を使用した主菜、そして、果物については唐津市産の食材ということでミカンを予定しています。予算については、佐賀牛とデザート、いわゆる特別給食、通常以外の特別給食の分として６９８万９，０００円を予算計上させていただいております。これに加えて、今回、ＪＡからつの肥育牛部会さんのほうからプラスして１００万円相当の佐賀牛を無償で提供いただきますと答弁いたしております。

また、１人当たりの費用につきましては、提供人数が、小中の児童・生徒が約９，０００人、教職員などが約１，０００人で、トータルで約１万人、佐賀牛の無償提供分を合わせると特別給食分としては１人約８００円の予算になり、これに通常の給食分を加えた経費としては、１人当たり平均で約１，１００円となる見込みであると答弁しております。

２番目に、今後の地元産品を活用した給食の提供予定についてということで、特色ある給食の提供をどう考えているのかという趣旨の御質疑でした。

現在、特色のある学校給食としては、毎月１回、唐津ん魚の日と銘打って、唐津産の水産物を使用した献立を提出しています。あわせて、毎年１回ではございますが、学校給食週間に地元食材を活用した郷土料理を提供しておりますが、今回は新市誕生２０周年ということで、佐賀牛、唐津産の果物、通常の給食ではコスト面で提供が難しい食材を使用しております。来年度以降についても、児童・生徒に喜んでもらえるような特色ある学校給食の提供に努めていきたい、引き続き検討したいと答弁しております。

3 番目です。特別給食の意義や内容を伝える食育の実施についてということで、一過性になるのではなくという意味で御質疑いただいたものでございます。

今回の特別給食によって、子どもたちには新唐津市になって20年になるということと、佐賀牛をはじめとしたふるさと唐津の食材のおいしさと誇りを心に刻んでもらうことがこの事業の意義であります。できれば子どもたちが大人になったときに、こういった特別給食を覚えていていただいて、佐賀牛が出たときは合併して20年の記念だったねといった会話をしてもらえたらと思っています。また、特別給食の提供にあたっては、おいしい献立を考えるというのは当然のことですけれども、給食時間に電子黒板や校内放送を活用して唐津市の成り立ち、20年の歩みであったり、佐賀牛がどのように育っているのかということ伝える、そういった取組をしていきたいということで答弁をいたしております。

次に、6 ページになります。久保美樹議員です。こちらは同じく、新市誕生20周年記念の「からつやきの軌跡展」開催費について御質疑いただいております。

事業実施に至った経緯をお尋ねになりまして、教育委員会では、先ほど申し上げたことと重複しますが、平成22年から年1回ほどのペースでこれまでも唐津焼展を開催してきましたが、今回、新市誕生20周年記念ということで、今まで以上に唐津焼のたどってきた歴史というものに焦点を当てて展示をしたいということで答弁をしております。

2 番目です。所蔵品展、企画展の内容についてということで、こちらのほうは先ほど少し触れましたけれども、第1弾として3月に行う所蔵品展については、本市の所蔵する唐津焼を一堂に会して紹介するという形で行っていくと。展示内容については、新市誕生前後に行った北波多、相知、浜玉の唐津焼の窯跡の発掘調査結果、あるいはそれ以前の窯跡の発掘調査結果などを併せた唐津焼の歴史をたどる展示と併せて、唐津市に寄贈された唐津焼について、それぞれの寄贈コレクションの特徴を示しながら、唐津焼の魅力を伝えるための展示を行うと答弁しております。

第2弾の令和8年度の4月から5月にかけて開催する企画展については、今

度は唐津焼の発祥から発展、唐津焼の変容、そして、昭和初期の古唐津復興までの歴史をひもといて、現代の唐津焼に続く道のりを紹介する予定であると答えております。

展示については、作品の特徴が分かるようにパネル等を工夫し、特に唐津焼の見どころである土味と言われる陶器特有の質感を鑑賞していただくために、正面からだけではなくて、釉薬がかかっていない部分についても鏡を使って見せる等の展示の工夫も検討していると答えております。

3 番目です。展示の周知方法と来場者数の目標、成果の検証についての御質疑です。

周知については、市報、ホームページ、行政放送などでするほか、市内外にポスターやチラシを配布するなど、これまで行ってきた周知方法に加えまして、昨年から生涯学習文化財課のほうでインスタグラム、あるいはX等で文化財の情報発信をしておりますので、これらSNSを活用した周知も行う予定です。

来場者数の目標については、所蔵品展、第1弾で約2,000人、企画展、第2弾で約3,000人を見込んでおりますと答弁しております。

成果の検証については、来場者数、数自体、あるいはそういった方々に行うアンケートによって複数項目お尋ねをして、それらを基に検証・評価を行って、一過性の展示で終わるのではなく、今後も引き続きそういった検証結果を踏まえて、内容を精査して開催を続けていきたいと答えました。

4 番目です。今後の唐津焼美術館構想、まちづくり等の取組についてということで、唐津焼美術館であったり、まちづくりに対して唐津焼というものをどう生かしていくのかという趣旨での御質疑でございました。

今後につきましては、引き続き企画展であったり、体験型の企画などを行っていくとともに、その反応を見ながら、唐津焼美術館についても引き続き検討を続けていきたいとお答えしております。

民間との連携につきましては、観光協会を事務局として唐津やきもん祭りや窯元ツーリズムなどの振興イベントも開催されておりますので、こういった唐津焼を生かした地域のイベントと連携を密にして、唐津焼の歴史、文化を広く紹介していきたいと答弁しております。

次のページをお願いします。9ページでございます。

中山亘議員です。こちらは新市誕生20周年記念のふるさと自慢学校給食費についての再びの質疑でございます。

1番目で、食物アレルギーを持つ児童・生徒への対応についてということで、そもそも牛肉にアレルギーがある児童・生徒はいるか、というところからこういった御質疑をなされています。一般論として食物アレルギーを持っている児童・生徒については、卵、乳、エビ、カニ、落花生の5品目アレルギーを持つ児童・生徒に対しては除去食や代替食の提供を行っています。どうしてもアレルギー等が原因で学校給食自体を食べることができず、家から弁当を持参している児童・生徒は、現在約20名を確認しており、これらの児童・生徒については、本年2学期からの学校給食費の無償化に合わせまして、保護者に学校給食費相当額を助成するようにしています。ただし、今回の特別給食については、特段の対応予定はなく、また、牛肉にアレルギーがある児童・生徒は、現時点ではゼロであることを確認していますと答弁しております。

2番目です。アンケート等の実施による食育、農業振興施策へのフィードバックについて。

学校給食において、佐賀牛など唐津の特産物を提供することは、子どもたちに対して唐津の食の豊かさや、農産物や水産物などの特産品に興味を持ち、知ってもらい、好きになってもらう貴重なきっかけであると考えております。今回の特別給食は、そういった子どもたちの意識を確認する貴重な機会であると捉えておりまして、アンケート調査を行って、児童・生徒の反応を把握するとともに、今後の献立や食育に生かしていきたいと答弁しております。

また、農業振興施策へのフィードバックということでしたが、これは言い換えますと、学校給食を通した農水産物の消費促進ということになるかと思えますけれども、これについても、これまで行ってきた地産地消の推進と併せて関係部局と協議、検討していくと答弁しております。

次のページになります。11ページです。

甲斐田晴子議員です。こちらのほうも、20周年のふるさと自慢学校給食費についての御質疑でした。

1 番目に、佐賀牛とデザート以外の食材の産地、地産地消の状況はどうかという御質疑でございました。

今回のふるさと自慢学校給食については、佐賀牛、デザートについては当然地元産なんですけれども、それ以外の産地については、通常の給食と同様、米は唐津市産、牛乳は市内業者の牛乳を提供します。これ以外の副菜等については、献立の内容がまだ決まっておりませんが、これも通常の給食と同様、可能な限り地元産を使いたいと答弁しております。

2 番目です。記念給食を味わってもらう時間の確保についてということで、準備、配膳から実際食事した後片づけまでの時間について、ほとんどの学校が小学校では40分から45分、中学校では30分から35分で給食の時間を設定されておりますので、今回の記念給食において特段の時間の延長であったり、そういったことは考えていないというふうに答弁しております。

次のページです。12ページになります。

筒井紀充議員です。こちらふるさと自慢学校給食費についての御質疑です。

1 番目です。特別給食を提供することによるほかの日の食材費への影響について、特別給食で価格が張る食材を出すことによって、ほかの日の食材の調達価格に影響がないのかという御質疑でした。

こちらについては、今回、補正予算を上げているのは、そもそも当初予算で上げた通常の学校給食に影響を与えないためということで補正をさせていただいています。ほかの日の給食の食材費に影響はないと答えております。

2 番目です。牛肉アレルギーなどの食物アレルギーを持っている児童・生徒の状況についてということで、こちらのほうは中山議員と同様の質疑でございましたので、現在のところ、牛肉についてはアレルギーを持っている児童・生徒はいないことを確認しており、あわせて、食物アレルギーが原因で家から弁当を持ってこられる児童・生徒は約20名を確認していると答弁しております。

次のページになります。13ページです。ここから一般質問になります。

田中路子議員です。唐津くんちの曳山のメンテナンスについてということで御質問いただいております。

佐賀大学の井川健教授の関与についてということで、佐賀大学に、地元

の専門家である井川先生がいらっしゃるので関与していただければという趣旨での御質問でした。

こちらのほうは市長から答弁いただいております。曳山の総修理事業のほうに関与をということでしたので、総修理事業では、唐津曳山取締会によって保存修理委員会というものが4名の先生で組織されており、この中で、漆工芸の専門家については、人間国宝となられている先生から御指導と御助言をいただいておりますと答弁しております。

次の質問で漆塗りに関していくら助成、補助をしているのかということで、全体として曳山の修理とか損傷の具合によって修理費というものは様々でございますので、こちらは補助率をお答えしております。修理事業には市、国、県から補助金を交付しておりまして、補助割合は国が2分の1、県が24分の1、市が24分の1、地元負担が3分の1となっていることを答弁しております。それ以外、総修理事業じゃなくても、程度によって比較的安価に済むところについては、部分修理として市が別途事業費50万円を上限として2分の1補助を行っていますと答弁しております。

3番目です。佐賀大学には漆を専門とする教授がいることについて市長の考えはということで、先ほどの繰り返しになりますけれども、漆工芸では人間国宝となられている方の指導をいただいている状況であり、その委員会の中に井川先生をとということになるのであれば、それを決定されるのは、あくまで委員会を設置されている曳山取締会と町内の方々と認識していると。ただ、御紹介はできると思うということで答弁いただいております。

次のページをお願いします。15ページです。

甲斐田晴子議員です。中心市街地の観光文化施設の利活用についてということで、歴史民俗資料館やほかにも唐津市内の施設について質問をされたんですけれども、教育委員会に対しては歴史民俗資料館について御質問いただいております。

整備と今後の利活用についてということで、現在、教育委員会では、この建物の文化財としての価値を守りながら保存修理を行って、建物の個性と魅力を十分に生かした公開活用をするために保存整備事業を行っています。事業開始

に合わせてクラウドファンディングを行い、これまで地質調査とか建物の構造診断、耐震補強案、基本設計の作成など、保存修理に欠かせない業務にこの寄附金を充てさせてもらっているとお答えしております。

保存整備後は、文化財として後世に残していくために、適切に保存と維持管理を行うことを第一義として、それを踏まえた上で市民や観光客に親しまれる文化建造物として活用を進めてまいりたいというふうに答弁しております。

次のページです。大西康之議員です。

体育施設の管理についてということで、主に体育施設の管理のD X化、インターネット上での予約や利用料金の決済についてのお尋ねでした。

1 番目です。公共施設予約システムへの記載事項についてということで、こちらのほうは、平原小学校体育館について、ホームページの中で誤った記載をしておりましたので、誤っていた記載についてすぐ修正を行い、また、全ての施設について内容を確認して、修正済みであることをお答えしております。

2 番目です。現地決済の決済方法についてということで、学校体育施設についてはまだ利用券での支払い、すなわち現地での決済という形になっております。決済の方法としては、施設利用後に本庁管内では各地区の管理人、市民センター管内では職員に利用時間分の利用券を利用者の方が提出する形をとっています。本庁管内については、令和8年度、来年度からキャッシュレスによる運用を行うよう準備を進めております。市民センター管内では、現在、浜玉、北波多の2地区において公共施設予約システムによる予約受付が可能となっておりますが、残りの地区についても、今年度中にシステムでの予約受付を開始したいと考えております。

あわせて、キャッシュレスの運用については利用団体との調整が必要になってまいります。こちらの調整を図りまして、本庁管内と併せて令和8年度に運用を開始したいと考えていると答弁いたしております。

3 番目です。令和8年度からの運用に向けた現在の進捗状況をお尋ねになりました。

学校体育施設については、本年6月に本庁管内の小学校11校、中学校7校に電子錠、電子的な鍵の設置が完了しております。現在、この電子錠に連動し

たネット予約と電子決済の運用に向けて事務を進めており、10月中旬から利用団体向けの説明会を行いまして、1月までに利用団体の登録、2月までに各施設の利用団体の利用調整会議を行う予定であり、体育施設同様に令和8年3月から一般予約の受付を開始できるよう進めておりますと答えております。

4番です。現在の管理人との協議状況についてということで、現在の管理人さんとどういった協議をしているのかということでお尋ねになりました。

令和8年度からのシステムへの完全移行に向けて、本年4月24日に行われた唐津地区スポーツ協会の会議の際、1回目の説明を行っています。説明会では様々な意見をいただいたため、9月中に現在管理をお願いしている各地区の管理人の皆さんに、これまで施設管理における注意事項や、これからどういったことが想定されるのか、また、利用団体がどういった形で年間調整が行われているのかなどについて伺って、運用開始に向けて課題の整理を行いたいと考えていると答えております。

5番目です。学校行事、地区行事と予約システムとの関係についてということで、予約システムで外部の方が利用予約されることがあるけれども、学校の体育館というのは、優先は当然学校行事や地区行事、消防訓練などの社会教育等公的な利用がメインだと思うが、調整はどう行うのかということで御質問いただきました。

そもそも学校体育施設の開放、いわゆる一般利用と異なって、こういった公的な利用に関しては唐津市立学校施設利用に関する規則に基づき利用許可を受けることになります。利用される団体は、学校に施設利用許可申請書を提出して、提出を受けた学校長は利用を承認する場合、その学校施設利用許可申請書を教育委員会に報告して、教育委員会で申請内容を確認し利用の許可を行っています。許可した申請については、その後、教育委員会で公共施設予約システムへの入力を行います。

申請書は現在、紙の様式に必要事項を書いて学校に提出することになっていますけれども、利用者の利便性向上につながるよう、提出方法を電子的なものにできないかということで見直しを検討していくことを考えていると答えております。

6 番目です。では、学校行事、地区行事、通年利用団体とどういった調整をするのかという御質問でございます。

利用調整につきましては、年度当初に利用日が確定していない場合も当然ありますので、通年、年を通して利用する団体と学校行事等との調整が必要になると考えております。学校行事等は、利用照会を実施しまして、利用日時が決定している分は公共施設予約システムに利用不可日として入力を行います。また、日程が調整時に決定していない行事については、決定次第、利用許可申請書を提出してもらって、既にほかの利用予約が入っている場合は教育委員会が利用団体に対して説明を行って調整いたします。こちらにつきましては、当然、予約していたのになぜ使えないんだといった事後のトラブル回避のために、学校行事等の利用が優先されることを団体が登録される際に説明を行って、同意書をいただくことを考えておりますと答弁しております。

次のページをお願いします。

宮本悦子議員です。市の平和行政についてということで、唐津市全体として行う平和行政についてお尋ねになりました。教育委員会に対しては、学校等で行っている平和に係る教育活動についてのお尋ねがなされました。

1 番目に、学校で行われている平和に係る教育活動についてということで、平和教育についての大きな学習活動については、小学6年生及び中学3年生の修学旅行において、長崎市や鹿児島県の知覧、広島市などを訪問して、現地で平和について学んでいます。現地の語り部の方から戦争体験の講話を聞いている学校が、小・中学校において27校ございました。

また、修学旅行においては、事前学習として、それぞれの学校に語り部の方を招いて学習している学校も20校ございました。

また、修学旅行後にはそれぞれの学校で報告会として、全校集会等で平和について学んだことを発表する、あるいは文化発表会の中で平和の尊さを伝えるステージ劇を披露するなどしていると答弁しております。

2 番目です。学校で可能な今後の取組についてということで御質問でした。

学校においては、先ほど1番目で答弁したとおり、平和に係る活動を行っておりますが、実際に児童・生徒に教育を行っております教師自身が戦争や平和

について知識を持つことが必要であると考えており、若手の職員が増えている現状もありますので、そうした教員が学ぶ機会の創出がこれからの課題の一つと考えております。学校教育においては、これからも現地で学ぶこと、語り部の方の話を聞くことなどリアルな体験を重視しながら、インターネット等につながっている被爆体験講話の動画等々を活用しながら、児童・生徒が自分ごととして平和について学び続けていくことができるよう取り組んでまいりたいと答弁しております。

3 番目です。では、若手教員へのそういった平和教育の継承についてどうするのかという御質問でした。

現在、教職に就いている若手教員は、祖父母等の家族や親戚に戦争体験者がいない世代となってきたり、そうした若手教員が戦争や平和に関して学ぶ機会を設ける必要があるということについては、教育委員会としても意識していかなばならないと思っています。

教員自身が学ぶ場としては、語り部の方による講話が一番有効であると考えており、語り部の方の話を聞くのは、実際に修学旅行に行く小学6年や中学3年生であることが多く、その該当学年を受け持つ教員は必然的に講話を聞くことが可能であります。しかしながら、そうではない、該当学年以外を受け持つ若手教員もそうした講話を聞いて学べるような学校内での体制づくりを進めたいと考えておりますというところで御答弁しております。

次のページです。22ページになります。

野田宗作議員です。児童・生徒の不登校問題に対する取組についてということでご質問いただいております。

1 番目です。不登校に対する事業についてということで御質問でした。

第三期唐津市子ども・子育て支援事業計画における不登校に係る事業といたしまして、実際に事業として行っている、教育支援室スマイルについて説明しております。

また、スマイルがある青少年支援センターでは、総合相談業務というものを行っており、電話または面接による相談を行っています。相談を継続する中で困難であると判断されるケースについては、臨床心理士や精神科医師による専

門的な相談業務を行っており、令和6年度の不登校に関する相談は、全体の相談件数の約25%に当たる311件となっております。

また、小・中学校に対しては、児童・生徒の臨床心理に関して専門的知識、経験を有するカウンセラーを配置して、カウンセリング機能を充実させています。さらに、問題を抱える児童・生徒に対しては、家庭訪問等を通じた環境への働きかけや関係機関等のネットワークの構築、連携、調整を行い、学校内におけるチーム体制の構築や支援を行うため、スクールソーシャルワーカーも配置しておりますと答えております。

次に、唐津市の不登校の状況についてということで、1番目です。唐津市の不登校の児童・生徒数についてということで、年間30日以上欠席した不登校の児童・生徒数について、直近2年間の数値をお答えしております。令和5年度については、不登校数は小学校が141名、中学校が211名の合計352名で、在籍しております児童・生徒に対する割合は、全国の数値が3.79%、佐賀県が3.19%、本市が3.71%となっております。また、令和6年度につきましては、小学校が141名、中学校が212名の合計353名、全国と県の割合は6年度についてはまだ公表されておられませんので、現時点で本市の割合については3.83%となりまして、令和5年度から6年度にかけて、不登校の児童・生徒数自体にはほぼ変化はございませんが、児童・生徒数の母数、総数が減っていることから、割合では若干増加しているという状況であるとお答えしております。

2番目です。不登校が増加している現状についてということで、不登校の児童・生徒の増加については、要因といたしましては心理的な要因、家庭環境、学校または学級の状況、社会の変化、価値観の多様化などが複雑に絡み合っております。またあわせて、コロナ禍において、幼児期や学童期に人との関わりが希薄であったり、また、多様な価値観に触れる機会の不足等の影響が見られたり、昨今では無理して学校に行かなくてもよいという選択肢も認めていく考え方も出てきておりますなど、不登校の要因というのは簡単には特定できないという難しさがございます。

要因が分からない中、児童・生徒が学校に行きたくないと訴える背景には、

やっぱり何かしらの苦しい気持ちがあると。いずれにしても、それぞれの児童・生徒の置かれた状況に寄り添い、話をじっくり聞いて、安心感を与えることが大切であると考えます。

市教委としては、別室学習などでの校内の教育相談支援体制を充実させるとともに、先ほど申し上げました教育支援室スマイル、不登校対策支援特認校である高島小学校の活用、スチューデント・サポート・フェイスの活用や連携等によりまして、安心して児童・生徒が過ごせる環境を整えながら、社会的自立を目指して、全ての児童・生徒の学びを保障することが重要であると考えておりますと答えております。

次に、教育支援室スマイルについてということで、1番目に利用の状況や具体的な効果についてということでお答えしております。

教育支援室スマイルでは、定員というものは定めておらず、相談のあった児童・生徒それぞれの状況に応じて、通級、スマイルに通うか否かということを判断させていただいていると答えております。

通級している児童・生徒数は、令和6年度末で小学生5名、中学生20名の合計25名でした。本年度は8月末時点で、小学生が7名、中学生が17名の合計24名が通級していると答えております。

通級している児童・生徒に対しましては、もともと在籍している学校に登校するチャレンジ登校日を設けるなど、学校復帰に向けての指導や、中学卒業後の進路についてのアドバイスを行っています。効果といたしましては、自宅以外で過ごせる時間が長くなった、スマイルに通級できる日が増えた、在籍している学校に登校できる日が増えた、また、あるいは在籍している学校に毎日通えるようになったというように、入級時の状況が一人一人異なる中で、それぞれが少しずつ歩みを進めて、社会とのつながりや学びの場の確保につなげていきます。結果、令和6年度に通級していた中学3年生の6名は、6名全てが希望する高校へ進学できているということを申し上げます。

2番目です。今後の計画についてということで、スマイルでは現在、室長と指導員2名の計3名を配置しております。通級による支援だけではなくて、通級していない方への電話相談や面談、施設見学の対応、学校訪問などの教育相

談も行っておりまして、令和6年度、延べ873件の相談を受けております。

アウトリーチ、実際出向いての支援というものについては、現在スマイルでは想定しておりませんが、佐賀県教育委員会が連携しているNPO法人スチューデント・サポート・フェイスとの連携を進めております。こちらのほうは、アウトリーチ、家庭への支援として、令和7年8月現在、本市でも11校の23名がスチューデント・サポート・フェイスさんのアウトリーチ型の支援を受けておりますと答えております。

次に、COCOLOプランについてということで、文部科学省が令和5年3月に策定しました不登校対策プランについてのお尋ねでございました。

1番目です。市の取組状況についてということで、COCOLOプランは、学校、行政、民間が連携して、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現することを目的としております。

このプランが目指す姿というのは3つございまして、1つ目が、不登校の児童・生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整える。2つ目が、心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校で支援する。3つ目が、学校の風土の見える化を通して、学校をみんなが安心して学べる場所にするというこの3つが掲げられております。

市教委では、令和6年度に児童・生徒の心や体調の変化の早期発見からチーム学校での支援につながるよう、1人1台端末による健康観察、教育相談のアンケートを作成し、小・中学校に活用を促しております。小・中学校では、気になる児童・生徒について、全ての職員で情報共有する場を定期的に設け、必要に応じて関係職員によるケースごとの会議を開いております。

また、全児童・生徒を対象に定期的な生活アンケートを取ったり、Q-Uアンケートというものを実施して、支援が必要な児童・生徒を把握するというところで適切な支援につなげ、不登校の未然防止に役立てております。

さらに、児童・生徒や保護者の希望があれば、自宅で1人1台端末を活用したオンライン授業やドリル学習を行ったり、フリースクールなどと連携したりして、多様な学びの場、居場所の確保につなげていると答弁しております。

2番目です。環境整備につながる取組についてということで、小・中学校に

においては、登校はできるものの、自分のクラスに入りづらい児童・生徒が落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習、生活できるよう、別室登校や保健室登校など状況に応じた柔軟な支援を継続しています。今後は、別室登校において、教育相談や学習、生活の援助、社会的自立や学校復帰に向けた助言及び援助を業務とする学校生活支援員を常駐で配置できる佐賀県別室における学校生活支援事業というものの活用も視野に入れていきたいと答えております。

3 番目です。学びの多様化学校の設置についてということで、全国的に学びの多様化学校というものを設置しなさいということで文科省のほうからも指導がありまして、県庁所在地であったり、全国の政令市全てに設置をとということで現在動きが 있습니다。本市においてはどうか考えるかということで質問がなされました。

学びの多様化学校については、令和 6 年度については全国に公立で 21 校、私立で 14 校、計 35 校を設置されていると確認しております。国は全ての都道府県と政令指定都市に設置を目指しており、今後も増えていくものと考えておりますと。本市においては、まず情報収集に努めていきたい。

学びの多様化学校は、本市には設置をしておりませんが、不登校対策支援特認校として高島小学校を指定しており、過去に在籍の小学校に通うことができず、この不登校対策支援特認校の制度を利用して高島小学校に通い、小学校卒業後、地元の中学校に 3 年間しっかり通え、高校の進学が決まったという話を聞くこともあります。市教委では、これからも教育支援室スマイルや関係機関との連携、そして、高島小学校での不登校対策支援特認校の活用を継続していきたいと考えています。学びの多様化学校については、今後の状況について注視していきたいと答弁しております。

4 番目です。学びの多様化学校について、こういった情報収集をしているのかといった質問でございました。

情報収集については、令和 5 年度、令和 6 年度の状況の変化について把握しており、今まで全国でスタートした多様化学校の様子と現在唐津市で行っている特認校の在り方、青少年支援センターなどでの実施体制などをトータル的に考えております。学びの多様化学校の魅力については理解をしておりますが、

それと市の施設や対応を比較しながら、他の実施状況について把握していると。今すぐその学びの多様化学校の形を取る、または市内の学校の状況として、今すぐその学びの多様化学校の設置を進める状況ではないと把握していると答えております。

5 番目です。不登校の早期発見、早期支援についてということで、こういった形で早期発見、早期支援に努めているのかという御質問でございました。

市教委では、各学校ごとに気になる児童・生徒の変化に気づいて適切な対応をするよう、県教委が作成しております不登校対策チェックシートや長期欠席・不登校対策スタンダード等の関係資料を小・中学校に配付しまして、不登校の早期発見と支援につなげるよう指導しております。

小・中学校では、不登校対策においては早期発見が最も重要であるという認識の下、担任であったり、養護教育、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる日常的な観察と情報共有、関係職員で構成されるチームによるケース会議、電話や家庭訪問、個人面談など保護者との小まめな連絡、民生委員や児童委員、登下校見守り隊などの様々な方々による日常的な声かけや家庭の様子把握などの取組を通して、不登校の早期発見に努めておりますと答えております。

6 番目です。保護者への支援についてということで、市教委では保護者向けに教育委員会のホームページで「不登校などの相談機関」というページを開設しておりまして、情報提供を行っております。そこでは、本市が設置している教育支援室スマイル、青少年支援センターの相談部、小・中学校でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、訪問支援を行うスチューデント・サポート・フェイス、こども家庭センターによる家庭児童相談、不登校の児童・生徒を持つ保護者や不登校に関心があるという方が集う佐賀県不登校親の会ネットワークなどといった相談先を紹介し、不登校に悩んでいる保護者が情報を得やすいようにしております。

また、県教委が作成している「保護者のための不登校対応支援ガイド」でありますとか、「保護者のための子どもを支える関わり方のポイント」といった資料を各学校を通じて保護者に配布しております。

次です。学校外の学びの場についてということで、1 番目に、学校外の学びについて I C T 活用の取組についてということで御質問いただいております。

小・中学校においては、不登校の児童・生徒に対して 1 人 1 台端末を活用して、それぞれの状況に応じて、例えば、体調面での近況を確認したり、オンラインで授業をする、あるいはリアルタイムでクラスの様子を流したりするといったことをしております。

令和 6 年 9 月時点の調査では、欠席 3 0 日以上の不登校児童・生徒 1 3 4 人について聞き取った結果、2 4 校で 4 7 人、割合にして 3 5 . 1 % の児童・生徒に対して 1 人 1 台端末を活用した学習を実施しておりますと答えております。

2 番目です。学校外の学びの場の出席扱いについてということで、フリースクール等々に出席した場合の出席の取扱いをどうするのかということで御質問いただいております。

フリースクールや自宅等で 1 人 1 台端末などを活用したオンライン授業やドリル学習を行った児童・生徒については、保護者と学校との間に十分な連携協力が保たれていること、また、社会的自立や学校復帰へ向かうために適切であること、さらには定期的な面談や報告などを行い、学習活動の状況等が確認できることなどの一定の条件の下、学校と市教委の協議の上で、これらの要件が満たしていると判断できた場合には指導要録上の出席扱いとしております。市教委としても、国の法律改正の趣旨を踏まえて、さらなる柔軟な運用の推進に向けて対応を進めていきたいと答えております。

8 番目です。学校選択制度についてです。来年度から市教委で行います学校選択制度についての御質問でございました。制度について、周知方法と申請状況についてお尋ねがなされております。

学校選択制度については、市内の保育園、幼稚園、小・中学校を通じた保護者向け資料を配付し、教育委員会のホームページや市報で紹介、各学校のホームページでの保護者向け資料の掲載などを行っております。申請については、締切りが今月末、9 月末までとしておりますが、9 月 5 日時点で 5 名が申請されておりますと答えております。

2 番目です。各学校の情報発信についてということで、選択肢となっている

学校の情報については、まず各学校のホームページを見ていただくことを推奨しております。また、各学校に直接問合せや、相談や見学をすることも可能としておりますと答えております。

3 番目です。小規模校の特徴についてということで、小規模校は小規模校での特色が出せるんじゃないかということでの御質問でございました。

本市では、いきいき学ぶからつつ子育成事業として、学校ごとにその学校におかれる自然環境や歴史、伝統文化、地域人材を生かした特色ある教育活動を展開しております。これについては小規模校に限らず、どの学校も特色ある取組を行っており、自然環境を生かした地引き網体験であったり、サップ体験、唐津焼体験や人形浄瑠璃体験、農業体験としては米作り体験、サツマイモを育てる体験、離島の学校ではウニ採り、海水浴、魚釣り、磯遊び等々を行っておりますと。こういった活動については、地域の方々、関係団体の方々の積極的な協力により充実した取組をさせていただいていると答えております。

9 番です。関係機関との連携についてということで、アウトリーチ型の支援というものは関係機関にさせていただいているということで答弁しましたが、こういった連携をしているのかということで御質問いただきました。

本市としては、県教委が連携している N P O 法人スチューデント・サポート・フェイスとの連携を進めております。加えて、各学校に配置している県費のスクールソーシャルワーカーについて、支援の必要性の高まりというものがございしますので、毎年、派遣時間数と人員の増加を要望しております。本市においても、2 名のスクールソーシャルワーカーを独自で雇用して、青少年支援センターに配置しております。スクールソーシャルワーカーの延べ支援回数としては、令和 4 年度 2, 6 9 9 回、令和 5 年度 2, 5 9 3 回、令和 6 年度 2, 9 0 0 回となっており、回数の増減はありますが、全体として相談は増加傾向にあると答えております。

また、こども家庭センターをはじめとする関係各課とは、不登校を含めた児童・生徒を取り巻く様々な課題について情報共有しておりまして、特に要保護児童対策地域協議会において、定期的に情報共有や対応を協議する場を設けたり、学校やスクールソーシャルワーカーでの安全確認ができなかった場合には

市教委からこども家庭センターへ安全確認を依頼したりするなどの連携も行っております。このほか、県警による少年サポートセンター北部出張所や佐賀県北部児童相談所など、児童・生徒の状況に応じていつでも連携を取れるよう関係機関との接続を強化しておりますと答えております。

10番目です。魅力ある学校についてと。不登校になるのは、なかなか学校の魅力が伝わっていないからじゃないかということで質問いただいております。

不登校対策は、不登校や不登校傾向の一人一人の状況に応じた支援の充実だけではなく、全ての児童・生徒を対象とした魅力ある学校づくり、そして、初期対応の充実の2本柱で進めていくことが重要であると考えており、具体的取組としては、3点考えております。

1つ目が、不登校予防の観点から、児童・生徒一人一人の自己肯定感を育む人間関係づくりや授業づくりを進めていく必要があると。市教委が学力向上の面で推進している個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させた授業改善により、児童・生徒がより主体的に人とのつながりを感じながら安心して学ぶことができると考えています。あわせて、いきいき学ぶからつつ子育成事業を活用した様々な体験は、児童・生徒にとって関心が高く、魅力を感じることから、登校の動機づけ、あるいは学校が楽しいと感じることにつながるものではないかと期待しておりますと答えております。

2つ目が、週明けの欠席や、二、三日連続した欠席のある児童・生徒の状況を早い段階から把握して、速やかに対応できる体制を整えておくこと。

3つ目が、児童・生徒と保護者の不安や困り感、そして、その背景を理解しようと努めること、何とか少しずつでも登校したい、学びたいという思いや過程を認めていくことが重要であると考えております。

既に各学校で行っている別室登校や保健室登校などの児童・生徒の状況に応じた柔軟な対応は大変効果があるものと考えており、各学校が児童・生徒や保護者の思いに寄り添いながら、今後とも継続可能な形での取組が必要であると感じております。また、教室に入れない児童・生徒が別室や自宅でオンライン授業を受けられる環境を整えている学校もございます。今後も様々なこういった活用事例を集め、共有しながら、1人1台端末を引き続き有効活用していき、

市教委としては、どれかの施策を優先させるということではなくて、児童・生徒一人一人の状況に応じて柔軟に対応、支援できる体制を整えて、安心して通える学校環境づくりに努めると答弁しております。

32 ページです。筒井紀充議員です。木育と木質化の推進についてということで、木とか、建物の木質化を生かした環境の整備といった観点で質問をなさいました。

木育と施設の木質化について市の考えはということでお尋ねになりました。

1 番目です。教育政策の中でどのように位置づけているかと。

本市の小・中学校において、木育という特段の名称を用いた学習活動は行っていませんけれども、様々な科目の中で木に触れる体験活動を取り入れておりますと。また、森林の役割は林業については社会科で学習しておりますと。ほかの授業の中でも、木育が意図する内容に当たる教育活動は数多くあるものと認識しておりますとお答えしております。

2 番目です。教育・保育での取組と導入についてということで、市内の小・中学校における現在の取組と木の玩具、家具、教材の導入や森林体験学習を計画的に進める考えはあるのかというお尋ねでした。

学校教育において、小学校、中学校で、それぞれ授業の中で生活科や図画工作科、あるいは中学校の技術・家庭科などの分野で木を用いた実践的、体験的な活動を行っております。木を用いた教材の利用については、学校によっては木を材料とした学習机の使用や、高校との連携において寄贈された木材製品の使用など日頃から木の温かさに触れているところもあります。

課題といたしましては、本市は海、山など豊かな自然を有しておるけれども、海を題材とした体験学習に取り組んでいる学校は数多くあるけれども、山や森での体験学習については、海での学習のように普及しているとは言い切れないため、これから課題の一つとして考えていきたいと答えております。

3 番目に、施設の木質化についてということで、本市でつくっている学校施設整備ガイドラインにおいて、可能な限り木質化を進めるよう定めております。それに基づいて学校施設整備を行っております。ここで、直近5年間の学校施設改修における県産材の使用量というものをそちらに書いているとおり述べま

して、室内に木材を使うことは児童・生徒や学校職員にも好評であり、今後も学校施設の木質化を推進していきたいと答えております。

次、34ページになります。教員不足についてということで、中山亘議員です。

1番です。市内の教員不足の実態把握についてということで、本市では今年度当初18名の欠員でスタートしたが、これまで増減を繰り返しながら、本年9月1日時点では11名の欠員という状態にあります。該当している学校については、いずれも担任はそろっているものの、級外、または中学校における特定の教科において欠員の状態となっている学校があるというところで状況を説明いたしております。

児童・生徒の数が減少しているにもかかわらず、全国的に教員不足の状況が続いており、本県においても、本市においても例外ではないと。欠員を補うための講師についても、現在、県全体の講師数が減少しているということを懸念している状況であると答えております。

2番目です。教育の質への影響や学力保障についてということで御質問いただいております。

欠員が出る要因というものは、産前産後休暇であったり、病気休暇、育児休業や病気による休職など要因は様々であり、突然欠員が生じることも出てくると。その際、児童・生徒への影響を最小限に抑えるためにも、速やかに代替の講師を充てる必要があるというところではございますが、なかなか講師の配置が難しい、人が見つからないという状況がございます。その際には、代替の講師が見つかるまでの間、児童・生徒の学力に影響が及ばないよう、小学校であれば級外職員、いわゆる教頭や主幹教諭、指導教諭、それ以外の若干名の職員が補助に入るなど、各学校で工夫をして対応していると答えております。

3番目です。働き方改革やメンタルヘルス対応についてということで、教員の時間外勤務の状況については、時間外勤務時間が1か月45時間、1年間で360時間を超えないよう管理することと定められておりまして、本市の令和6年度の教職員の1か月当たりの時間外勤務時間の平均は、小学校が28時間40分、中学校が35時間3分となっており、この平均時間というものは、働

き方改革の取組により、毎年少しずつではありますが、着実に減少しておりますということで答えております。

次のページです。教職の魅力向上や人材確保についてです。

市教委としては、各学校、教職の魅力向上ということは、すなわち学校の魅力向上、外から見た学校の魅力向上ということですので、その活動について、学校の特色ある活動について積極的にプレスリリースを行っています。各報道機関において、児童・生徒の頑張りや充実した活動の様子、元気な姿をたくさん取り上げてもらうよう努力しており、積極的に学校のよい取組を広報することで、本市の教職の魅力向上につなげたいと考えておりますとお答えしております。

5 番目です。学校現場を支援する体制の強化についてということで、まずは、本市としてはスクール・サポート・スタッフの配置というものをしております。学習プリントの印刷や配付準備、テスト等の採点業務の補助など、これにより教員の負担を軽減し、児童・生徒の指導、支援に力を注ぐ時間を確保する体制をつくっていかうとしているところでございます。

不登校対応につきましては、先ほどの答弁にもございました佐賀県別室における学校生活支援事業の活用についても、教員の働き方改革につながるものと期待をしております。様々な働き方改革に対する各学校の先進的な事例がございますので、こういった事例を市教委としては校長研修会等で共有しながら、それぞれの学校の実情に応じた地域との連携を進めて、そのことによって教職員にとっても働きやすい職場になるようサポートしてまいりたいと答弁しております。

6 番目です。県や国への制度的改善の要求や市としての取組についてということで、先ほど申し上げましたスクール・サポート・スタッフ等につきましては県の予算で動いておりますので、国や県においても、加配教員の活用について、より柔軟な活用を認めたり、育休や病休等の職員をカバーした教員への給与の可算が国においても始まっているなど、様々な制度的改善が国でも行われています。市教委としても、毎年、全国市町村教育委員会連合会や全国都市教育長連合会、佐賀県市町教育長連合会を通じて国や県に対し、教職員定数の改

善と学級編制基準の緩和、働き方改革の推進のための予算措置など様々な制度改善の要望をしておりますと答えております。

次です。古藤宏治議員です。学校給食と地産地消についてということで、学校給食の概要とか、農林水産サイドの契約栽培との関わり方について御質問いただいております。

1 番目が学校給食法の概要についてということで、こちらのほうは、学校給食法の概要について、学校給食法第 2 条について主に説明をさせていただいております。

2 番目です。公会計導入のメリットとデメリットについてということで、昨年度から導入しております学校給食費の公会計化についての御質問でした。

メリットにつきましては、大きく 3 点ございます。

1 点目は給食費の徴収方法。これまで各学校や給食センターで集めていた学校給食費を市が公金として徴収することになったことで、学校現場の負担軽減につながっています。

2 点目が食材の安定供給。食材購入費を市の予算として措置することで、学校給食費の納付状況にかかわらず給食食材の発注ができる、安定供給につながっているということでございます。

3 点目が食材の調達方法。これまで各調理場単位で随意契約によって購入されていたものを、公会計化により市の契約ルールである入札を原則とする方法で購入することで、プロセスの透明化、食材単価の抑制につながっております。

デメリットとしては、デメリットと言えるかどうか分かりませんが、3 点目のメリットと表裏をなすものですが、食材の購入を随意契約から入札を原則とするものに変えたことで、地場産品を選択した購入に少なからず影響を与えていると答弁しております。

3 番目です。給食食材の購入方法についてということで、こちらについては、唐津市財務規則及び唐津市競争入札参加資格登録要綱並びに唐津市学校給食用物資納入業者登録要綱に基づいて申請を行ってもらいまして、現時点では、本年度は 51 社に登録をいただいております。購入方法については、入札を原則とする方法での購入、唐津市学校給食用物資納入基準において食品単位での産地

などの規格を示して、米は唐津市産、野菜は原則国内産、可能な限り唐津市産または県内産とするという形で地元食材を調達するように努めておりますと答えております。

地産地消の実績、過去5年間の唐津市産食材の使用率についてということで答弁しております。令和2年度62%、令和3年度65.4%、令和4年度が62.7%、令和5年度が51.6%、令和6年度が55.9%、全体的に減少傾向になっております。減少傾向の理由は、東西2つの大規模学校給食センター方式で給食を提供するようになって、一度に大量の食材が必要になったことで、地場産品だけで量をそろえることが困難な場合が多いこと、また、学校給食の公会計化に伴って入札等で調達するようになったことで、地場産品を選択して購入することに影響が出ていることが減少の要因として挙げられると答えております。

5番目、食育の取組についてということで、食育の取組としては、学校で実際行う給食指導であったり、家庭科等の教科での学習に加えて、いきいき学ぶからつつ子育成事業の一環で学校ごとに各地域の特色を生かした本物に触れる体験活動を数多く行っております。こういった体験を通して、地域の食料生産に関わる人々の苦労や喜びを理解し、食への感謝の気持ちを育むことができているものと考えていると答弁しております。

6番目です。今後の学校給食における地産地消の取組についてということで、こういった形でだんだん少なくなって、パーセンテージとしては減少しているところでございますが、今後、地産地消率の維持、向上に加えて、食を通じた子どもたちの地域愛を育むための取組をさらに進めていくためにも、地元食材を活用した特色ある学校給食の提供というものについて、引き続き検討して進めていきたいと考えていると答えております。

最後になります。7番目です。契約栽培による食材購入についてということで、契約栽培で給食食材を購入することについては、先ほど申し上げた地産地消率が減少している2つの大きな理由、課題が影響してくると。加えて、主に野菜については、調理や洗浄など作業効率の観点から規格品、ある程度サイズとか形であったり、大きさだったりが規格品でないと対応が難しいという課題

があります。ただ、今後、地元産食材の使用率を向上させるためにも、こういった規格外の產品も含めて、契約栽培による給食食材の購入について、生産者や生産団体等の情報収集に努め、実施の可能性について検討したいと考えていると答弁いたしております。

以上でございます。

○教育長（栗原宣康君）

ありがとうございました。13人の議員さんからの議案質疑と一般質問がありましたので、ちょっと時間が長くなってしまいましたけど、何かお気づきはありませんか。よろしいですか。

○教育委員（篠原智文君）

1つ、28ページの学校選択制度で、9月5日段階で5名が申請中となっているとありましたが、小学校、中学校等の中身はどうなっているんですか。

○学校教育課長（松竹寿郎君）

現在のところ、今日までの申請数ですが、10名になっております。全て、小学生と来年度小学生を迎えるお子さんということになっております。

○教育委員（篠原智文君）

新1年生。

○学校教育課長（松竹寿郎君）

新1年生だけではないですけれども、全員小学生となっております。

○教育委員（篠原智文君）

分かりました。

○教育長（栗原宣康君）

それでは、先へ参ります。

共催及び後援について、教育総務課お願いします。

○教育副部長兼教育総務課長（牟田茂典君）

教育総務課です。議案集第1の1ページをお願いいたします。

共催及び後援につきましては、共催2件、後援10件の合計12件でございます。

行事名及び主催者名は一覧表を御確認いただきたいと思います。

以上でございます。

○教育長（栗原宣康君）

行事予定についてお願いします。

○教育副部長兼教育総務課長（牟田茂典君）

教育総務課です。議案集第1の2ページをお願いいたします。

令和7年9月26日金曜日から10月22日水曜日までの主な行事予定でございます。

10月9日木曜日、通学区域審議会答申説明会を七山小中学校で開催いたします。これ以降、答申の中で統廃合の協議を進めることとして名前が挙げられている学校の保護者を対象に説明会を順次開催してまいります。

10月14日火曜日、佐賀県市町教育委員会連合会現地研修会は教育長と篠原委員が出席です。

10月16日、17日の2日間、第35回九州都市教育長協議会定期総会並びに研究大会が福岡県飯塚市でございます。

その他の行事につきましては、一覧表に記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上でございます。

○教育長（栗原宣康君）

その他、報告事項はありますか。ないですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

では、次回の定例教育委員会は10月23日木曜日、時間は14時から、場所は大手口別館、ここ6階の会議室で開催させていただこうと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして9月の定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。